事業主の皆さまへ

ハローワーク求人での採用活動が より充実します! (令和3年9月21日~予定)

◆ 新規機能のご利用に当たり、ハローワークインターネットサービスから、 『求人者マイページ』を開設ください(裏面)。

(1) ハローワークからオンラインで職業紹介を受けることができます。

- ・ハローワークから、マイページを通じてオンラインで職業紹介を受けることが可能となります【オンラインハローワーク紹介】。
- オンラインハローワーク紹介を受けるには、求人者と求職者がそれぞれマイページを 開設している必要があります。
- 下記(2)の機能により、応募書類をオンラインで受付することもできます。
- 応募があった場合、求人者マイページにログインしないと応募があったことが把握できませんので、1日1回など定期的にマイページをご確認ください。

※ 下記(3)のオンライン自主応募を受付しない求人についても、オンラインハローワーク紹介の対象 となることがあります。

(2)応募者の応募書類の管理や採否結果の入力が効率的になります。

- 上記(1)のオンラインハローワーク紹介、下記(3)のオンライン自主応募の際に、 求人者マイページから応募書類を受け付けることができます。 (求人申込み時に求人票の 「応募書類等」欄の「求職者マイページからからの登録」をチェックしてください。)
- 求人者マイページから、ハローワークへ選考結果の登録ができるため、電話やFAX等 でのご連絡が不要となります(求人無効後3か月後の月末まで)。(選考結果の登録後などは、 マイページから求職者の応募書類等が確認できなくなるためご注意ください。)

(3) 求職者からオンライン(ハローワークインターネットサービス) で直接、応募を受け付けすることができます。

- マイページを通じて求職者から直接、求人への応募を受け付けることが可能となります 【オンライン自主応募】。
- オンライン自主応募の対象となる求人は、求人者が「オンライン自主応募の受付」を「可」とした求人に限られます。受付の可否は、求人ごとに設定が必要です。
- 令和3年9月21日より前にハローワークで受理した求人は、「オンライン応募を受け付けない(ハローワーク紹介に限る)」に設定されています。オンライン自主応募の受け付けを可とする場合は、マイページから変更してください。
- 応募があった場合、求人者マイページに応募通知がありますので、定期的にマイページをご確認ください。

🚹 オンライン自主応募に関するご注意

- ◆ オンライン自主応募は、ハローワークの職業紹介とならないため、各種助成金(特定求職者雇用開発助成金、トライアル雇用助成金、地域雇用開発助成金)の対象となりません。
- また、雇用保険受給者の方が再就職した場合に支給される、再就職手当等の支給の対象とならない場合があります。ご注意ください。

◆ オンライン自主応募に伴い生じるトラブル等は、求人者と求職者の当事者で対応いただくことになります。 ハローワークでは対応できませんので、あらかじめご了承ください。



『求人者マイページ』をご利用ください!

求人者マイページをご利用いただくと、表面の機能のほか、以下の機能がご利用でき、 これまでハローワークへの来所、電話等で行っていた手続きなどが会社のパソコンから 行うことができます。

求人者マイページは、ハローワークインターネットサービスから開設いただきます。

- **求人申込み(求人内容の変更、取消等を含む)**※求人取消等は、新規学卒求人を除く ⇒ 自社のパソコンから求人のお申し込みが可能です。
- ハローワークから紹介を受けた応募者の管理
 ⇒ ハローワークからご紹介した求職者(応募者)を確認することができます。
- ハローワーク紹介を受けた応募者とのメッセージの送受信
 - ⇒ ハローワークから紹介を受けた求職者(応募者)が求職者マイページを開設している場合は、求職者とメッセージをやりとりできます。
- 選考結果のハローワークへの連絡(登録)※令和3年9月21日(予定)から、登録でき る期間が延長
 - ⇒ マイページから選考結果が登録できるため、電話やFAX等でのご連絡が不要です。

求人者マイページの開設は以下の手順をご確認ください。



◆ 操作方法がご不明な場合は、ヘルプデスク 0570-077450 へお問い合わせください。